**確定申告期限等の延長について**

国税庁から、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税について、令和２年４月１６日（木）まで、申告・納付期限を延長するとの連絡が入りました。

つきましては、確定申告会場の混雑緩和にご協力をお願いいたします。

詳しくは、添付の国税庁文書をご覧ください。または、お近くの税務署、国税庁ホームページをご確認下さい。